



# 島根県報

令和元年10月11日（金）

号外 第 5 3 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【条 例】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例	（総務課）	8
島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	12
島根県核燃料税条例	（税務課）	13
島根県産業廃棄物減量税条例	（ 〃 ）	20
島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例	（地域福祉課）	30
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（子ども・子育て支援課）	31
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	32
島根県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例	（雇用政策課）	33
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（建築住宅課）	34
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（企業局総務課）	52
金属屑の取扱に関する条例の一部を改正する条例	（警察本部）	53
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	55

## 公布された条例等のあらまし

### ◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例（条例第7号）

#### 1 条例の概要

(1) 次に掲げる条例において定められている成年被後見人等に係る欠格条項について適正化を図ることとした。

ア 島根県青少年の健全な育成に関する条例

イ 島根県心身障害者扶養共済制度条例

(2) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行に伴う次に掲げる条例の引用条項の整理

ア 職員の給与に関する条例

イ 職員の退職手当に関する条例

ウ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例

エ 島根県動物の愛護及び管理に関する条例

オ 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例

カ 県立学校の教育職員の給与に関する条例

キ 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例

(3) その他規定の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)及び(3)（(2)に係るものに限る。）については、整備法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

### ◇島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

#### 1 条例の概要

引用する条項の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県核燃料税条例（条例第9号）

#### 1 条例の概要

(1) 課税の根拠

地方税法の規定に基づき、法定外普通税として核燃料税を課することとした。（第1条関係）

(2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによることとした。（第3条関係）

(3) 納税義務者等

納税義務者は発電用原子炉の設置者とし、次の表の左欄に掲げる区分を課税客体として、同表の右欄に定める額によって課することとした。（第4条関係）

発電用原子炉への核燃料の挿入	価額割額
発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	出力割額

(4) 課税期間

課税期間とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、原則として、次に掲げる各期間をそれぞれの課税期間とすることとした。（第5条関係）

- ア 4月1日から6月30日まで
- イ 7月1日から9月30日まで
- ウ 10月1日から12月31日まで
- エ 1月1日から3月31日まで

(5) 課税標準

課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とし、出力割にあつては課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とすることとした。(第6条関係)

(6) 税率

ア 価額割の税率は、発電用原子炉の設置後最初に核燃料を挿入した場合は核燃料の価額の100分の17とし、それ以外の場合は100分の8.5とすることとした。(第7条第1項関係)

イ 出力割の税率は、運転中の発電用原子炉にあつては一の課税期間ごとに発電用原子炉の熱出力1,000キロワットにつき41,100円とし、廃止措置中の発電用原子炉にあつては一の課税期間ごとに発電用原子炉の熱出力1,000キロワットにつき63,000円とすることとした。(第7条第2項・第3項関係)

(7) 徴収方法

徴収は、申告納付の方法によることとした。(第8条関係)

(8) 申告納付の期限

申告納付の期限は、原則として、価額割にあつては発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日とし、出力割にあつては課税期間の末日の翌日から起算して2月以内とすることとした。(第9条関係)

(9) 経過措置

この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しないこととした。(附則第2項関係)

(10) 有効期限

この条例は、施行日から起算して5年間その効力を有することとした。(附則第4項関係)

2 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇島根県産業廃棄物減量税条例(条例第10号)

1 条例の概要

(1) 課税の根拠

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、法定外目的税として産業廃棄物減量税を課することとした。(第1条関係)

(2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによることとした。(第3条関係)

(3) 納税義務者等

納税義務者は産業廃棄物の排出事業者及び中間処理産業廃棄物排出事業者とし、課税客体は産業廃棄物の最終処分場への搬入とすることとした。(第4条関係)

(4) 課税免除

知事は、産業廃棄物のうち規則で定めるもの及び課税を不相当と認めるものの最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物減量税を課さないこととした。(第5条関係)

## (5) 課税標準

課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とすることとした。(第6条関係)

## (6) 税率

税率は、1トンにつき1,000円とすることとした。(第7条関係)

## (7) 徴収方法

徴収は、特別徴収の方法によることとした。ただし、排出事業者(中間処理産業廃棄物排出事業者を含む。)が最終処分を自ら行う場合は、申告納付の方法によることとした。(第8条関係)

## (8) 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、最終処分業者又は知事が指定する者とすることとした。(第9条関係)

## (9) 特別徴収義務者の登録

特別徴収義務者は、必要な事項の登録を知事に申請しなければならないこととした。(第10条関係)

## (10) 申告納入又は申告納付の期限

特別徴収義務者又は申告納付すべき者は、原則として、次の表の左欄に掲げる期間内において申告納入又は申告納付すべき税額を、同表の右欄に定める期限までに納入し、又は納付しなければならないこととした。(第11条・第15条関係)

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

## (11) 最終処分場の設置等の届出

申告納付すべき者は、最終処分場ごとに必要な事項を知事に届け出なければならないこととした。(第14条関係)

## (12) 帳簿の保存

特別徴収義務者及び申告納付すべき者は、帳簿を備え、最終処分場ごとに必要な事項を記載し、これを5年間保存しなければならないこととした。(第19条関係)

## (13) 有効期限

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有することとした。(附則第6項関係)

## (14) 島根県産業廃棄物減量促進基金条例の一部改正

## 2 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

## ◇島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例(条例第11号)

## 1 条例の概要

出雲市の民生委員の定数の改正(本則の表関係)

改正前	改正後	増減
428人	430人	2人

## 2 施行期日

令和元年12月1日から施行することとした。

## ◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第12号)

## 1 条例の概要

保育所の建物について、3階建以上とする場合で、保育室等を3階以上の階に設けることができる要件に、建築基

準法に規定する耐火建築物であることを追加することとした。（第44条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第13号）

#### 1 条例の概要

園舎について、3階建以上とする場合で、保育室等を3階以上の階に設けることができる要件に、建築基準法に規定する耐火建築物であることを追加することとした。（第19条関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例（条例第14号）

#### 1 条例の概要

(1) 条例の題名を島根県雇用対策審議会条例に改めることとした。

(2) 審議会の調査審議事項として産業人材の確保に関する事項を追加するとともに、審議会の名称を島根県雇用対策審議会に改めることとした。（第1条関係）

(3) 関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員の人数に係る規定を削除することとした。（第2条関係）

(4) その他規定の整備

#### 2 施行期日

令和元年11月1日から施行することとした。

### ◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第15号）

#### 1 条例の概要

建築物エネルギー消費性能向上計画（建築主等が作成するエネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等に関する計画をいう。以下「計画」という。）に当該申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）について記載する場合における手数料を次のとおり新設することとした。（別表64の5の項関係）

##### (1) 計画の認定に係る手数料

区 分	手数料の額
他の建築物に係る事項を計画に記載する場合	当該計画に係る建築物一棟ごとに、当該建築物の区分に応じ、申請建築物について定めた当該区分ごとの手数料の額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額

##### (2) 計画の変更の認定に係る手数料

区 分	手数料の額
ア 計画に記載されている建築物について変更する場合（ウの場合を除く。）	当該変更する建築物一棟ごとに、当該建築物の区分に応じ、申請建築物について定めた当該区分ごとの変更に係る手数料の額を、当該変更する全ての建築物について合算した額
イ 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合（ウの場合を除く。）	当該追加する建築物一棟ごとに、当該建築物の区分に応じ、申請建築物について定めた当該区分ごとの手数料の額

	を、当該追加する全ての建築物について合算した額
ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合	当該変更する全ての建築物についてアにより算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイにより算出した額を合算した額

(3) その他規定の整理

## 2 施行期日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

### ◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

#### 1 条例の概要

発電所の最大出力の変更（別表第1関係）

名 称	改正前	改正後
田井発電所	100キロワット	110キロワット

#### 2 施行期日

令和元年12月2日から施行することとした。

### ◇金属屑の取扱に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

#### 1 条例の概要

(1) 金属くず商の届出について、成年被後見人の場合に記載しなければならない事項を定めた規定を削除することとした。（第3条関係）

(2) 金属くずの取引に係る帳簿を新たに備えようとするときは、当該帳簿に紙数を明記し、警察署長の検印を受けなければならないとする規定を削除することとした。（第11条関係）

(3) その他規定の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第18号）

#### 1 条例の概要

(1) 公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことを理由として運転免許証の更新を受けることができなかつた者に係る手数料の新設（別表第1の38の項関係）

ア 運転免許試験手数料

区 分	手数料の額
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許	800円
普通自動車免許	800円
特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動2輪車免許、普通自動2輪車免許又は牽引免許をいう。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許	800円
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	800円
大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許	800円

イ 運転免許証交付手数料

区 分	手数料の額
第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証	1,700円
1種類の免許に係る免許証に他の種類の免許を記載して交付に代える場合	1,700円に、他の種類の免許を加えるごとに200円を加えた額

## (2) 運転免許証再交付手数料の額の改定

区 分	改正前	改正後
第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証	3,500円	2,250円

## (3) その他規定の整備

## 2 施行期日

令和元年12月1日から施行することとした。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 7 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 26 年島根県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条の 5 第 1 項中「(法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

第 15 条の 6 第 2 号中「(法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 15 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の退職手当に関する条例(昭和 29 年島根県条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

第 10 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 10 条の 3 の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 10 条の 4 第 1 項第 1 号並びに第 10 条の 6 第 4 項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正)

第 3 条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(平成 31 年島根県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「(法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部改正)

第 4 条 島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和 40 年島根県条例第 21 号)の一部を次のように改正する。



第10条第2項第1号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 前号の義務を適正に履行することができる者であること。

(島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第5条 島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号中「両上肢」を「両上肢」に改め、同項第4号中「両下肢」を「両下肢」に改め、同項第5号中「1上肢」を「1上肢」に、「1下肢」を「1下肢」に改め、同項第6号中「両上肢」を「両上肢」に改め、同項第7号中「両下肢」を「両下肢」に改める。

第8条第3項第1号を次のように改める。

(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第8条第3項第2号中「破産者であって」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第9条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 島根県動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第12条第1項第3号」を「第12条第1項第4号」に改める。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）

の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「（法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

第24条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した教育職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第24条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで及び第6条から第9条までの規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。次項において「整備法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）前に整備法第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この項及び次項において「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第15条の5第1項及び第15条の6第2号（同条例第15条の8第6項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 一部施行日前に旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28

条第 4 項の規定により失職した教育職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第 8 条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例第 24 条第 1 項及び第 24 条の 2 第 2 号（同条例第 25 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 8 号

島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成31年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

本則中「同項第 1 号」を「同項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県核燃料税条例をここに公布する。

令和元年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 9 号

### 島根県核燃料税条例

#### (課税の根拠)

第 1 条 県は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、核燃料税を課する。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 4 号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (3) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

#### (賦課徴収)

第 3 条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例（昭和 51 年島根県条例第 10 号）の定めるところによる。

#### (納税義務者等)

第 4 条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額によって、当該発電用原子炉の設置者に課する。

- (1) 発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 34 第 2 項に規定する廃止措置計画の認可（以下「廃止措置計画の認可」という。）を受けた同項に規定する廃止措置計画（第 7 条第 3 項において「認可を受けた廃止措置計画」という。）に係るものを除く。）への核燃料の挿入

## 価額割額

(2) 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 出力割額

2 前項第 1 号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

(1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第43条の 3 の11第 3 項の規定による使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第 1 項の規定による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日（第 3 項において「使用前検査合格日」という。）

(2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の 3 の16第 2 項に規定する定期事業者検査（以下この号及び次項において「定期事業者検査」という。）の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該発電用原子炉の定期事業者検査が終了した日

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

3 第 1 項第 2 号の発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業は、発電用原子炉を新規に設置した場合には、使用前検査合格日の翌日から起算して 34 月を経過した日又は定期事業者検査の期間内に核燃料の装荷が行われた定期事業者検査のうち最初の定期事業者検査が終了した日のいずれか早い日に開始されたものとする。

## （課税期間）

第 5 条 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる各期間をそれぞれ一の課税期間とする。

(1) 4 月 1 日から 6 月 30 日まで

(2) 7 月 1 日から 9 月 30 日まで

(3) 10 月 1 日から 12 月 31 日まで

(4) 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期

間を一の課税期間とみなす。

- (1) 前項各号に掲げる各期間の中途において、前条第 3 項の規定により運転及び廃止に係る事業が開始されたものとされた場合（第 3 号の場合を除く。）  
同項の規定により運転及び廃止に係る事業が開始されたものとされた日（以下この項において「開始日」という。）から当該開始日の属する前項に規定する期間の末日まで
- (2) 前項各号に掲げる各期間の中途において、廃止措置計画の認可を受けた場合（次号の場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する同項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から同項に規定する期日の末日まで
- (3) 前項各号に掲げる各期間の中途において、前条第 3 項の規定により運転及び廃止に係る事業が開始されたものとされ、かつ、廃止措置計画の認可を受けた場合 開始日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで

（課税標準）

第 6 条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料（発電用原子炉への当該核燃料の挿入に対して既に核燃料税が課され、又は課されるべきであったものを除く。）の価額とし、出力割にあつては課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

- 2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。
- 3 第 1 項の発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第43条の 3 の 5 第 1 項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第 2 項第 3 号の熱出力（原子炉等規制法第43条の 3 の 8 第 1 項の規定により変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更後の熱出力）とする。
- 4 課税期間が 3 月に満たない場合における第 1 項の発電用原子炉の熱出力は、



当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を 3 で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

(税率)

第 7 条 価額割の税率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる核燃料の挿入の場合 100分の17

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 100分の8.5

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、41,100円とする。

3 発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合における出力割の税率は、前項の規定にかかわらず、その廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月以後においては、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、63,000円とする。

(徴収の方法)

第 8 条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第 9 条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して 2 月（第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる場合にあっては、3 月）を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して 2 月以内に、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)



第10条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第6項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(課税地等)

第12条 核燃料税の賦課徴収に関する島根県県税条例の適用については、同条例第4条第1項の表中

固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地
-------	-------------------------

とあるのは

固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地
核燃料税	発電用原子炉の所在地

と、同条例第5条中「この条例若しくはこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは島根県核燃料税条例（令和元年島根県条例第9号）若しくはこれらの条例に基づく規則」とする。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、前項の規則で定める日（以下「施行日」という。）以後の発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

- 3 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。附則第6項において「改正法」という。）附則第7条第1項の規定の適用を受ける発電用原子炉（最初の核燃料の装荷が行われていないものに限る。）に対する第4条第2項第1号の規定の適用については、同号中「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日」とあるのは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第3条の規定による改正前の原子炉等規制法第43条の3の11第1項の規定による使用前検査に合格した日」とする。

(有効期限等)

- 4 この条例は、施行日から起算して5年間（次項において「適用期間」という。）その効力を有する。

- 5 この条例は、適用期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。

(調整規定)

- 6 施行日が改正法の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における

第 4 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 4 条第 2 項第 1 号	第43条の 3 の11第 3 項の 規定による使用前事業者 検査に係る原子力規制委 員会の確認を受けた日又 は	第43条の 3 の11第 1 項の 規定による使用前検査及 び
	に合格した日のいずれか 遅い日	の全てに合格した日
第 4 条第 2 項第 2 号	第43条の 3 の16第 2 項に 規定する定期事業者検査 (以下この号及び次項に おいて「定期事業者検査	第43条の 3 の15の規定に よる施設定期検査 (以下 この号及び次項において 「施設定期検査
	定期事業者検査が	施設定期検査が
第 4 条第 3 項	定期事業者検査	施設定期検査

島根県産業廃棄物減量税条例をここに公布する。

令和元年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 10 号

### 島根県産業廃棄物減量税条例

(課税の根拠)

第 1 条 県は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 4 条第 6 項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物減量税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第 12 条第 5 項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。
- (3) 最終処分業者 廃棄物処理法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の規定による許可（廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条の 5 第 1 項の変更の許可を含む。）を受け産業廃棄物の最終処分を業として行う者及び廃棄物処理法第 11 条第 2 項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う県内の市町村（市町村の組合を含む。次号において同じ。）をいう。
- (4) 最終処分場 次に掲げるものをいう。
  - ア 廃棄物処理法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（同項の規定の適用を受けないで設置されたものを含む。）
  - イ 県内の市町村が設置する一般廃棄物（廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の最終処分場のうち

一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の埋立処分の用に  
供するもの

(賦課徴収)

第 3 条 産業廃棄物減量税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほ  
か、法令又は島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の定めるところに  
よる。

(納税義務者等)

第 4 条 産業廃棄物減量税は、第 3 項の規定に該当する場合を除くほか、産業廃  
棄物の最終処分場への搬入（2 以上の最終処分場を有する者の当該 2 以上の最  
終処分場相互の間における搬入を除く。以下同じ。）に対し、当該搬入に係る  
産業廃棄物を排出した事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場  
合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者。第 3 項において同  
じ。）に課する。

2 前項の規定にかかわらず、最終処分場（県外に設置された最終処分場に相当  
するものを含む。）に搬入された産業廃棄物の最終処分を行う者が当該産業廃  
棄物の最終処分を他の最終処分業者に委託した場合における産業廃棄物減量税  
は、当該委託（当該他の最終処分業者が当該産業廃棄物の最終処分を更に他の  
最終処分業者に委託したときは、その委託）に基づく最終処分場への搬入に対  
し、当該委託をした者に課する。

3 産業廃棄物減量税は、事業者がその排出する産業廃棄物の最終処分を自ら行  
う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬  
入に対し、当該事業者に課する。

(課税免除)

第 5 条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対しては、産業  
廃棄物減量税を課さない。

(1) 第 2 条第 4 号イに掲げる最終処分場に搬入される産業廃棄物で規則で定め  
るもの

(2) 公益上その他の理由により知事が課税を不相当と認める産業廃棄物

## (課税標準)

第 6 条 産業廃棄物減量税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。この場合において、産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

## (税率)

第 7 条 産業廃棄物減量税の税率は、1 トンにつき1,000円とする。

## (徴収の方法)

第 8 条 産業廃棄物減量税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第 4 条第 3 項の規定により産業廃棄物減量税を課する場合においては、申告納付の方法による。

## (特別徴収義務者)

第 9 条 産業廃棄物減量税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項に規定する者のほか、産業廃棄物減量税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 前 2 項の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入があったときに産業廃棄物減量税を徴収しなければならない。

## (特別徴収義務者としての登録等)

第10条 前条第 1 項又は第 2 項の規定により特別徴収義務者として指定された者（以下単に「特別徴収義務者」という。）は、規則で定める期限までに、特別徴収すべき産業廃棄物減量税に係る最終処分場ごとに当該特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項の登録を知事に申請しなければならない。登録した事項に変更があった場合にも、また、同様とする。

- 2 知事は、前項の登録（変更事項の登録を除く。）の申請を受理した場合には、その申請をした者に対し、その者が特別徴収義務者であることを証する証票を交付しなければならない。
- 3 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇



所に掲示しなければならない。

- 4 第 2 項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 5 第 2 項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物減量税の特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内に当該証票を知事に返納しなければならない。

(申告納入)

第11条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内において徴収すべき産業廃棄物減量税について、同表の右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、産業廃棄物減量税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納入しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合には、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物減量税について、これを申告納入しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(徴収猶予)

第12条 知事は、法第15条の規定による場合のほか、特別徴収義務者が最終処分の料金及び産業廃棄物減量税の全部又は一部を前条の期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物減量税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。この場合におい

て、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その徴収猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 前項の規定により徴収猶予を受けようとする特別徴収義務者は、その旨を当該産業廃棄物減量税の申告書を提出する際に併せて知事に申請しなければならない。
- 3 法第15条の2の2、第15条の2の3及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項後段の規定による担保について準用する。
- 4 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 知事は、特別徴収義務者が最終処分料の料金及び産業廃棄物減量税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物減量税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物減量税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物減量税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により、産業廃棄物減量税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 3 知事は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。



## (最終処分場の設置等の届出)

第14条 第 8 条ただし書の規定により産業廃棄物減量税を申告納付すべき者（以下「納税者」という。）は、規則で定める期限までに、最終処分場ごとに当該納税者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項に変更があった場合にも、また、同様とする。

2 前項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

## (申告納付)

第15条 納税者は、次の表の左欄に掲げる期間内における産業廃棄物減量税について、同表の右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、産業廃棄物減量税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から 1 月以内に、廃止し、又は休止した日までにおける納付すべき産業廃棄物減量税について、これを申告納付しなければならない。

1 月 1 日から 3 月 31 日まで	4 月 末日
4 月 1 日から 6 月 30 日まで	7 月 末日
7 月 1 日から 9 月 30 日まで	10 月 末日
10 月 1 日から 12 月 31 日まで	1 月 末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

## (期限後申告等)

第16条 前条第 1 項の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第733条の16第 4 項の規定による決定の通知があるまでは、前条第 1 項の規定により申告納付することができる。

2 前条第 1 項又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければな

らない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第17条 法第733条の16第4項の規定による産業廃棄物減量税の更正又は決定の通知、法第733条の18第7項の規定による産業廃棄物減量税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第5項の規定による産業廃棄物減量税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(課税地等)

第18条 産業廃棄物減量税の賦課徴収に関する島根県県税条例の適用については、同条例第3条第1項第4号中「又は第46条第13号」とあるのは「若しくは第46条第13号又は島根県産業廃棄物減量税条例（令和元年島根県条例第10号）第5条第2号」と、同条例第4条第1項の表中

狩猟税	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第55条第1項の規定により狩猟者の登録を受ける場所の所在地
-----	--

とあるのは

狩猟税	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第55条第1項の規定により狩猟者の登録を受ける場所の所在地
産業廃棄物減量税	最終処分場の所在地

と、同条例第5条中「この条例若しくはこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは島根県産業廃棄物減量税条例若しくはこれらの条例に基づく規則」とする。

2 産業廃棄物減量税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。次項及び第

4 項において「令」という。) 第 6 条の17第 2 項第 9 号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。

3 産業廃棄物減量税は、令第 6 条の22の 4 第 6 号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。

4 産業廃棄物減量税は、令第 6 条の22の 9 第 4 号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。

(帳簿の保存等)

第19条 特別徴収義務者及び納税者は、帳簿を備え、最終処分場ごとに、毎日の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量その他の規則で定める事項を記載し、当該帳簿をその閉鎖の日から 5 年間保存しなければならない。

2 特別徴収義務者及び納税者は、前項の帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。)の保存をもって、同項の規定による帳簿の保存に代えることができる。

(使途)

第20条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物減量税額から産業廃棄物減量税の賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるものとする。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第 2 項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、前項の規則で定める日（附則第 6 項において「施行日」という。）以後に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号。以下「旧条例」という。）第10条第 1 項の規定による登録の申請を受理されている者（旧条例附則第 3 項の規定により旧条例第10条第 1 項の規定による登録の申請を受理された者とみなされた者を含む。）は、第10条第 1 項の規定による登録の申請を受理された者とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第10条第 2 項の規定により交付されている証票（旧条例附則第 4 項の規定により旧条例第10条第 2 項の規定により交付された証票とみなされた証票を含む。）は、第10条第 2 項の規定により交付された証票とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第14条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による届出をしている者（旧条例附則第 5 項の規定により旧条例第14条第 1 項の規定による届出をした者とみなされた者を含む。）は、第14条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者とみなす。

（有効期限等）

- 6 この条例は、施行日から起算して 5 年間（次項において「適用期間」という。）その効力を有する。
- 7 この条例は、適用期間中における産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物減量税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。

（島根県産業廃棄物減量促進基金条例の一部改正）

- 8 島根県産業廃棄物減量促進基金条例（平成17年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成26年島根県条例第42号」を「令和元年島根県条例第10号」に改める。

附則第 2 項中「平成16年島根県条例第34号）附則第 6 項の規定によりなおそ

の効力を有することとされる同条例又は旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）を「平成21年島根県条例第58号）附則第7項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例又は旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号）」に改める。

島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県条例第 11 号**

島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例

島根県民生委員定数条例（平成26年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表出雲市の項中「428人」を「430人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月 1 日から施行する。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 12 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第44条第 8 号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に改め、「規定する耐火建築物」の次に「をいう。以下この号において同じ。）」を、「又は」の次に「準耐火建築物（」を加え、「（同号）」を「をいい、同号」に改め、「除く。）」の次に「（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 13 号

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第19条第 3 項ただし書中「第 2 号から第 8 号まで」を「次」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



島根県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 14 号

島根県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例

島根県職業能力開発審議会条例（昭和60年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県雇用対策審議会条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、職業能力の開発及び産業人材の確保に関する事項を調査審議させるため、島根県雇用対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第 2 条第 3 項を削る。

第 6 条第 2 項中「審議会」を「当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから会長」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月 1 日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県条例第 15 号**

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表64の 5 の項第 1 号ア(ア)中「この項」を「この号から第 5 号まで」に改め、同号ア(ア)a 中「この号から第 5 号まで」を「この項」に改め、同項第 5 号中「この項」を「この号」に改め、同項第 6 号及び第 7 号を次のように改める。

<p>(6) 法第29条第 1 項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能向上計画（以下この 号から第 8 号までにおいて「計画」とい う。）の認定（以下この号及び第 8 号に おいて「計画の認定」という。）を受け ようとする者</p>	
<p>ア 申請建築物（法第29条第 3 項に規定 する申請建築物をいう。以下この号に おいて同じ。）について計画の認定を 受ける場合</p>	
<p>ア) 計画の認定を受けようとする建築 物が非住宅建築物（省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅建築物を いう。以下この号、次号及び第 9 号 において同じ。）、共同住宅等（共 同住宅、長屋その他の一戸建ての住 宅以外の住宅で非住宅部分（法第11 条第 1 項に規定する非住宅部分をい</p>	<p>非住宅建築物 又は複合建築 物（非住宅部 分に限って計 画の認定を受 けようとする 場 合 に 限 る。）にあっ</p>

う。以下この号、次号及び第 9 号において同じ。) を有しないものをいう。以下この号、次号及び第 9 号において同じ。) 又は複合建築物(省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する複合建築物をいう。以下この号、次号及び第 9 号において同じ。) である場合

ては a 又は b に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。) にあつては c に規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。) にあつては a 又は b 及び c に規定する区分に応

	じ、それぞれ 当該手数料を 合算した額
a 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（次号において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円 （非住宅誘導 基準適合証 （法第15条第 1項の登録建 築物エネル ギー消費性能 判定機関（第 9号において 「登録建築物 エネルギー消 費性能判定機 関」とい う。）が作成 した法第30条 第1項各号 （法第31条第 2項において 準用する場合

	を含む。)に 掲げる基準に 適合している ことを示す書 類をいう。以 下この号及び 次号において 同じ。)の提 出がある場合 にあつては、 10,000円)
(b) 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	357,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあつて は、26,000 円)
(c) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	509,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあつて は、78,000 円)
(d) 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000	627,000円 (非住宅誘導

平方メートル未満のもの	基準適合証の 提出がある場 合にあって は、124,000 円)
(e) 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	729,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、153,000 円)
(f) 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	831,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、192,000 円)
b 当該建築物の非住宅部分につい て省令第10条第1号イ(2)及び同号 ロ(2)の基準(次号において「誘導 モデル建物法基準」という。)を 用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	86,000円(非 住宅誘導基準 適合証の提出

	がある場合に あっては、 10,000円)
(b) 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	142,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、26,000 円)
(c) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	229,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、78,000 円)
(d) 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	299,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、124,000 円)
(e) 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	353,000円 (非住宅誘導 基準適合証の

	提出がある場合 にあつて は、153,000 円)
(f) 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	415,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあつて は、192,000 円)
c 当該建築物の住宅部分（法第11 条第1項に規定する住宅部分をい う。第9号において同じ。）（住 戸の部分に限って計画の認定を受 けようとする場合にあつては、住 戸の部分。以下この号及び次号に おいて同じ。）について評価を行 う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	67,000円（住 宅誘導基準適 合証等（住宅 の品質確保の 促進等に関す る法律第5条 第1項に規定 する登録住宅



	性能評価機関 (第 9 号において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した法第 30 条第 1 項各号 (法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事その他 の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、 10,000 円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方	114,000 円 (住宅誘導基

メートル未満のもの	準適合証等の 提出がある場 合にあって は、20,000 円)
(c) 住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	193,000円 (住宅誘導基 準適合証等の 提出がある場 合にあって は、45,000 円)
(d) 住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	268,000円 (住宅誘導基 準適合証等の 提出がある場 合にあって は、77,000 円)
(イ) 計画の認定を受けようとする建築 物が一戸建ての住宅（非住宅部分を 有しないものに限る。以下この号、 次号及び第9号において同じ。）の 場合	
a 床面積の合計が200平方メー トル未満のもの	34,000円（住 宅誘導基準適 合証等の提出

	<p>がある場合に あつては、 5,000円)</p>
<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)</p>
<p>イ 他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合</p>	<p>当該計画に係る申請建築物及び他の建築物一棟ごとに、アのイ又はロに規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額</p>
<p>(7) 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号及び次号において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者</p>	
<p>ア 計画に記載されている建築物につい</p>	<p>当該変更する</p>

て変更する場合（ウの場合を除く。）	建築物一棟ごとに、(ア)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額
(ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては a 又は b に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けよ

	うとする場合に 限る。)に あつては c に 規定する手数料 の額、複合 建築物（非住 宅部分に限っ て計画の変更 の認定を受け ようとする場 合及び住戸の 部分に限って 計画の変更の 認定を受けよ うとする場合 を除く。)に あつては a 又 は b 及び c に 規定する区分 に応じ、それ ぞれ当該手数 料を合算した 額
a 当該建築物の非住宅部分につい て誘導標準入力法等基準を用いて 評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の計画の変更に係	224,000 円

<p>る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの</p>	<p>（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）</p>
<p>(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>357,000円 （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円）</p>
<p>(c) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>509,000円 （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、78,000円）</p>
<p>(d) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>627,000円 （非住宅誘導基準適合証の提出がある場</p>

	合にあっては、124,000円)
(e) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	729,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合 合にあっては、153,000円)
(f) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	831,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合 合にあっては、192,000円)
b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) 非住宅部分の計画の変更に係	142,000円

る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円)
(c) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、78,000円)
(d) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	299,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、124,000円)
(e) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	353,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、153,000円)



(f) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	415,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、192,000円)
c 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
(c) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、

	は、45,000 円)
(d) 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が5,000平 方メートル以上のもの	268,000円 (住宅誘導基 準適合証等の 提出がある場 合にあって は、77,000 円)
(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての 住宅の場合	
a 計画の変更に係る床面積の合計 が200平方メートル未満のもの	17,000円(住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あっては、 3,000円)
b 計画の変更に係る床面積の合計 が200平方メートル以上のもの	19,000円(住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あっては、 3,000円)
イ 計画に記載されている建築物以外の 建築物を計画に追加する場合(ウの場 合を除く。)	当該追加する 建築物一棟ご とに、(6)のア の(ア)又は(イ)に

<p>ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合</p>	<p>規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額</p> <p>当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額</p>
--	--

別表64の5の項第9号ア(ウ)及び(エ)中「この項」を「この号」に改める。

#### 附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 16 号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 田井発電所の項中「100」を「110」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月 2 日から施行する。

金属屑の取扱に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 17 号

金属屑の取扱に関する条例の一部を改正する条例

金属屑の取扱に関する条例（昭和32年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金属くずの取扱いに関する条例

本則中「金属屑」を「金属くず」に、「金属屑商」を「金属くず商」に、「金属屑商等」を「金属くず商等」に改める。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「業務を行う役員」を「その代表者」に改め、「（最近 6 月以内に撮影した正面、脱帽、上半身、ライカ判型とする。以下同じ。） 2 葉」を削り、同項第 1 号中「業務を行う役員」を「その代表者」に改め、同項第 4 号中「又は成年被後見人」を削り、同条第 2 項中「、居所」、「2 葉」及び「及び居所」を削る。

第 4 条中「、居所」及び「2 葉」を削る。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「第 3 条及び前条の」を「前 2 条の規定による」に改め、同条第 3 項中「き損し」を「毀損し」に、「盗みとられた」を「盗み取られた」に改める。

第 6 条中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第 7 条第 1 項第 4 号中「盗みとられた」を「盗み取られた」に改め、同条第 2 項中「自から」を「自ら」に改める。

第 8 条中「見易い」を「見やすい」に改める。

第 9 条の見出し中「買受」を「買受け」に改める。

第11条第 1 項中「そのつど」を「その都度」に改め、同条第 2 項中「代る」を「代わる」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「き損し」を「毀損し」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第14条第 2 項及び第15条第 2 項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に

改める。

第19条第 4 号中「第11条第 4 項又は第 5 項」を「第11条第 3 項又は第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 10 月 11 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 18 号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 38 の 項 の 1 中

「

1 件につき 1,900円	を
---------------	---

」

「

1 件につき 1,900円 （道路交通法施行令 （昭和35年政令第270 号。以下この項におい て「政令」という。） 第33条の6の2第6号 に掲げるやむを得ない 理由のため免許証の更 新を受けることができ なかった者に対する試 験にあっては、800 円）
---

に改め、同項の 2 から 5 までの規定中

」

「

1 件につき 1,900円	を
---------------	---

」

「

1 件につき 1,900円 (政令第33条の6の2 第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、 800円)
---

に改め、同表の40の項手数料を納付しなければなら

」

ない者の欄中「道路交通法」の次に「(以下この項において「法」という。)」を加え、同項の1を次のように改める。

1 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 (1) 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付	1 件につき 1,700円 (法第92条第1項後段の規定により、1の種類 類の免許に係る免許証 に他の種類の免許に係 る事項を記載してその 種類の免許に係る免許 証の交付に代える場合 ((2)において「他の種 類の免許に係る事項を 記載する場合」とい う。)にあつては、 1,700円に、当該他の
---	---



(2) (1)に掲げる者以外の者に対する交付	種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額) 1 件につき 2,050円 (他の種類の免許に係る事項を記載する場合には、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
------------------------	--

別表第 1 の 41 の項の 1 中「3,500円」を「2,250円」に改め、同表の 47 の 3 の項中「第 104 条の 4 第 6 項」の次に「(同法第 105 条第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同表の 47 の 4 の項中「第 104 条の 4 第 7 項」の次に「(同法第 105 条第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同表の 49 の項の 11 中「(昭和 35 年政令第 270 号)」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行する。